

|        |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| 回<br>覧 |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

## 湯前町物価高騰支援給付金

(3万円/1世帯)について

基準日は、令和6年12月13日です。

- 物価高騰支援給付金(1世帯あたり3万円)は、令和6年度住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり3万円

### 給付金の支給時期

湯前町が確認書及び申請書等を受理した日から4週間以内が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

令和6年1月2日以降に湯前町に転入  
し、世帯全員が令和6年度  
「住民税非課税相当」の世帯

湯前町から  
確認書が届きます(要返送)  
※確認書は必ず返送が必要です。



基準日で湯前町に住民登録がある対象者の方  
には2月17日の週から書類を郵送します。  
届いていない場合は、お知らせください。

詳しくは裏面「ア」へ

#### 申請が必要です

申請期間:

令和7年2月21日(金)  
～令和7年3月14日(金)

【申請書配布先】湯前町役場 保健福祉課

詳しくは裏面「イ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## ア 令和6年度住民税(均等割)が非課税の世帯

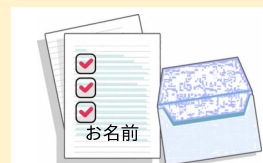
**世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- **対象となる世帯**には、湯前町から給付内容や確認事項が書かれた**確認書が届きます**。
- 令和6年12月13日を基準日として判定します。
- 中身を確認して、湯前町に**必ず返信してください**。

(添付書類も忘れずに提出ください)

### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
  - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
  - ③住民税の申告に申告漏れはないか
- ※税情報が変更され、住民税非課税世帯ではなくなった場合はお申し出ください。



## イ 転入世帯または、世帯の中に転入者がいる世帯

令和6年1月2日以降に湯前町に転入した世帯や、世帯員の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請書の提出が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に湯前町の窓口に、直接または郵送にてご提出ください。



## ● 子ども1人あたり2万円の給付について

- 本給付金の対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人当たり2万円の加算給付があります。
- 確認書または申請書の提出が必要になります。
- 給付日は、給付決定通知にてお知らせします。



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用番号(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

湯前町役場 保健福祉課

「住民税非課税世帯等に対する物価高騰支援給付金」窓口



**0966-43-4112** 受付時間 平日9:00~17:00